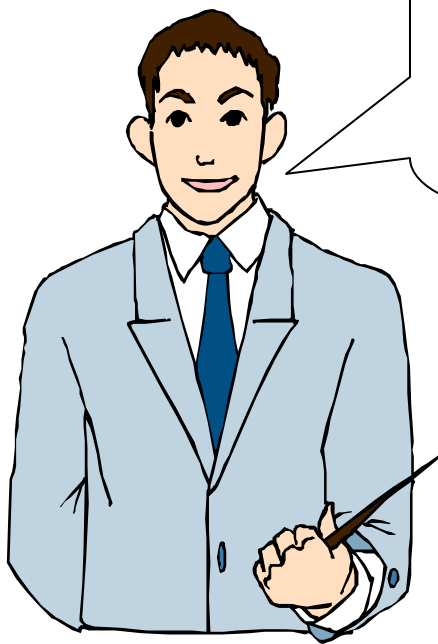


倉庫業における「個人情報保護」に関するガイドブック



「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日に施行されます。ほとんどの倉庫事業者がこの法律の対象となりますのでご注意ください。
い。



平成17年3月

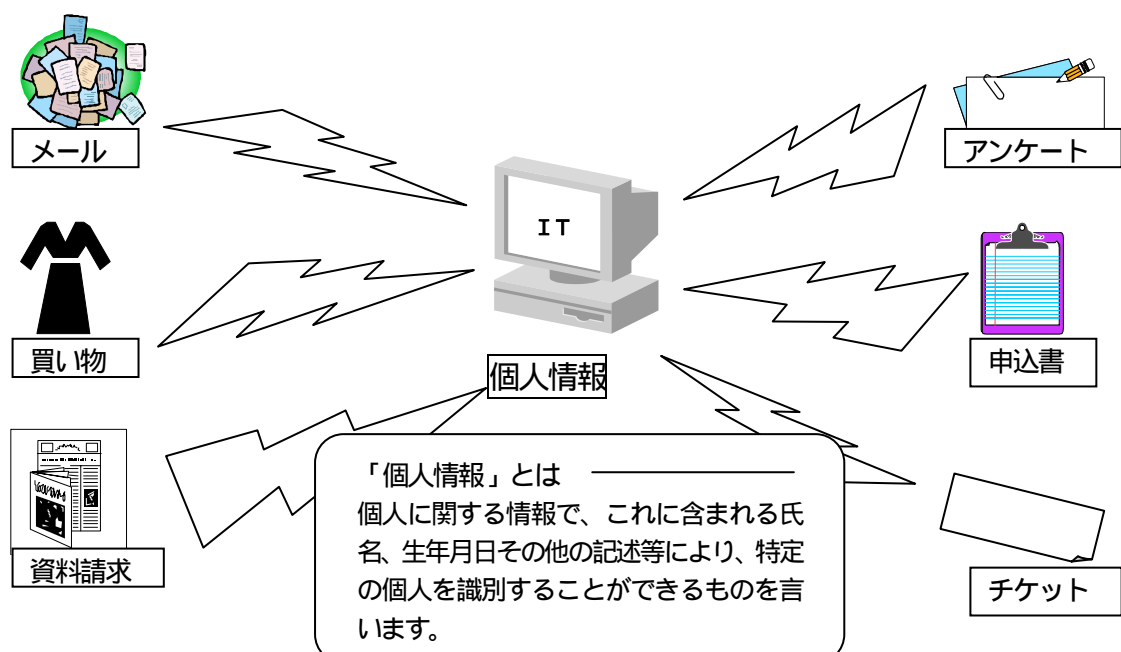
国土交通省総合政策局貨物流通施設課

個人情報保護法とはどういう法律でしょうか。

今日、「個人情報」を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっています。その反面、「個人情報」が誤った取扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあり、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。このような状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）が平成15年5月に成立、公布され、平成17年4月1日に施行されます。

この法律では、国民が安心して高度情報通信社会のメリットを享受できるよう、個人情報の適正な取扱いを求めています。法律の内容としましては、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通のルールを定め、事業者が事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しております。

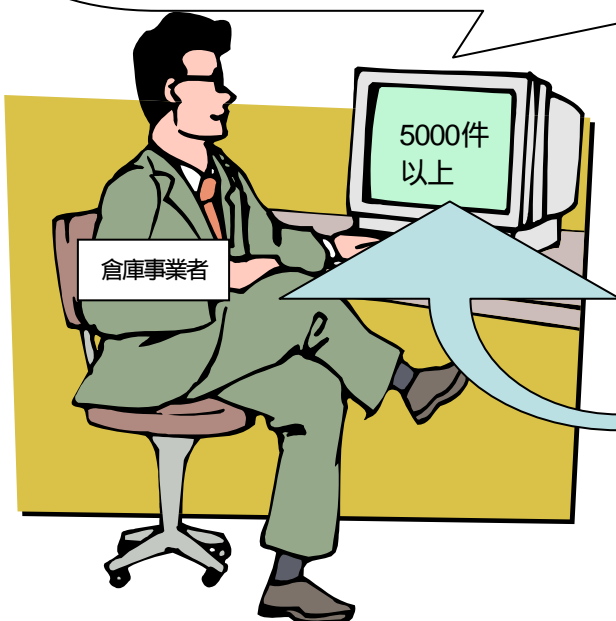
一方、倉庫業におきましても、トランクルームにおける個人の顧客リスト、通販事業者等荷主から発注される個人宛の出荷リストなども「個人情報」に該当します。また、個人情報の所有者である荷主により、委託先である倉庫業者は当該個人情報について監督されることとなり、倉庫事業者としましては、「個人情報」の安全管理を行う等個人情報保護法に適切に対応していく必要があります。



どのような倉庫事業者が個人情報保護法の対象事業者となりますか。

個人情報保護法で対象となる「個人情報」とは、氏名、生年月日等その個人情報を見れば「あの人ね」と特定できる情報のことをいいます。この「個人情報」を事業のためにコンピュータ等に入力して検索しやすい状態にし、かつ過去6ヶ月以内に5000件を超える個人情報を保有する事業者（個人情報取扱事業者）が対象となります。この「個人情報」には顧客情報のみならず、社員、アルバイト、パートタイマー等の情報、また、過去の求人応募者の履歴も含まれることから、ほとんどの倉庫事業者が対象となると考えられます。また、コンピュータ等に入力して検索しやすい状態とは、例えば記入済みの寄託申込書情報をコンピュータに入力したり、検索しやすいようアルファベット順に書類等を整理したものをいいます。なお、会社四季報、会員名簿等を購入し、掲載されている人に商品販売の案内を行うというような場合など、記載されている名前等の個人情報を事業のために使用する場合、これら情報も事業者の保有する個人情報に含まれます。

コンピュータ等で検索可能な状態にある事業に使用するため5000件を超える個人情報を過去6ヶ月以内以上に保有する事業者。



個人情報

その情報に含まれる記述などで特定
特定の個人を識別できる情報
例 名前、メールアドレス、住所、
電話番号、FAX番号、顔の画像等

事業で使う個人情報

コンピュータ等で検索できる情報

例

顧客データ

社員データ等

個人情報取扱事業者となる倉庫事業者は個人情報保護法によりどのような事を求められるのでしょうか。

その1 個人情報の利用・取得に関するルール



「個人情報」を取得する際には、不正な手段による取得が禁止されているとともに、「個人情報」の利用目的をできる限り特定し、その利用目的を本人に通知あるいは公表しなければなりません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。契約締結時等本人から直接個人情報を取得する際には、取得前に本人に対して利用目的を明確に示す必要があります。具体的には、寄託申込書に利用目的を記載する、窓口で利用目的を口頭で伝える等の方法があります。間接的に取得した場合は、速やかに本人に利用目的を通知または公表する必要があります。また、利用目的が変更された場合は変更後の利用目的を本人に通知または公表しなければなりません。

< 利用目的の公表具体例 >

お客様の個人情報は、弊社内で弊社トランクルームサービスの顧客管理にのみ使用し、他の目的には一切使用致しません。

(業務委託を行う場合)

弊社は、弊社トランクルームサービスを行うにあたり、出入庫、運送等の作業を外注しており、個人情報の取扱いに関する契約を締結した上で、作業実施に必要な範囲内でのお客様の個人情報を当該外注先に提供することがあります。

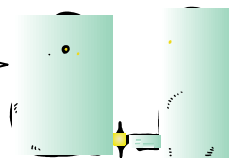
その2 適正・安全な管理に関するルール



顧客情報の漏洩などを防止するため、「個人情報」を安全に管理し、従業員や委託先を監督しなければなりません。また、「個人情報」の利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

トランクルームなどにおける再委託などの場合の荷主情報(= 「個人情報」)につきましては、委託元は再委託先に対する監督責任が生じます。再委託先で「個人情報」が漏れますと委託元も責任を負うこととなりますので、再委託先との間で秘密保持義務を含む契約を締結することをおすすめします。

その3 第三者提供に関するルール



個人データをあらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供することは原則禁止されます。第三者提供を無制限に許せば、本人が全く予期し得ないような利用がなされてしまうなど、権利利益が侵害される危険があるため、本人の同意が必要とされます。例外としては、令状捜査を受ける場合、税務署の反面調査に協力する場合等国、地方公共団体の法令上の事務遂行に協力する場合、または人の生命の保護に必要であってかつ、本人の同意取得が困難な場合につきましては、この規定からはずれます。

その4 開示等に応じるルール



事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。ただし、本人または第三者の権利・利益を害する恐れがある場合や他の法令違反となる場合には、開示を拒否することができます。開示に応じる場合には、書面の交付による方法によって開示を行うことが原則となりますが、その他開示請求者が同意した方法がある場合は当該方法でもかまいません。これに対して、求められた個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をいたした場合は、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければなりません。また、上記開示請求を受けた場合は、実費を勘案した合理的な範囲内で定めた手数料を徴収することができます。

なお、個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理しなければならず、各社の苦情処理窓口担当者の教育が重要となってきます。

<具体例>

お客様またはその代理人は、弊社に対しいつでも弊社が有しているお客様情報を開示するよう求めることができます。この場合、本人または代理関係の確認のため書類の提出等をお願いする場合があります。開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、お客様は弊社に対して当該個人情報の訂正または削除を要求することができます。開示、訂正または削除を要求される場合は、下記の個人情報に関する相談窓口まで文書かお電話または電子メールでご連絡下さい。

記

株式会社 × × × 部 個人情報ご相談窓口
電 話 :
F A X :
電子メール :

< 個人情報の開示等の求めに応じる手続き例 >

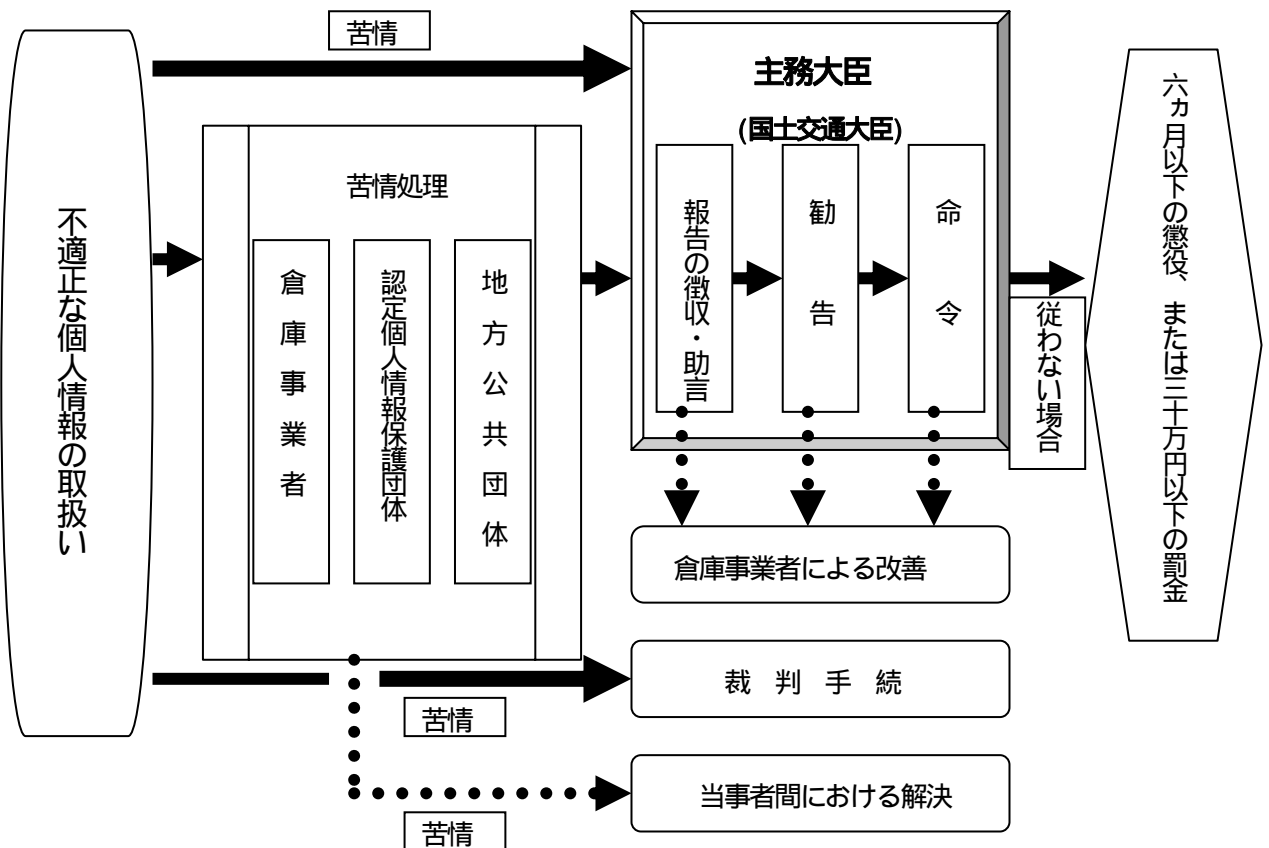
弊社が保有するお客様の保有個人データにつきましては、お客様ご本人から「利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等の求め」があった場合、次の通り手続きをさせていただきます。

- (1) お客様から「利用目的の通知・開示の求め」がある場合、弊社の営業各部または各支店の担当窓口にて、運転免許証、パスポート、健康保険証等によりご本人であることの確認をさせて頂き、受付した日から原則として7営業日以内に回答を書面にて発送させて頂き、送料はお客様のご負担とさせていただきますのでご了承願います。
- (2) お客様から「訂正等・利用停止等の求め」がある場合、上記(1)と同じ方法でご本人様であることを確認させて頂き、受付した日から原則として14営業日以内に回答を書面にて発送させて頂きます。なお、送付方法及び送料負担は上記(1)と同様とさせて頂きます。また、お客様の保有個人データが存在しない場合、あるいは不開示を決定した場合には、その旨理由を付して上記と同様に書面にて通知申し上げます。この場合も、送付方法及び送料負担は上記と同様とさせて頂きます。

個人情報保護法に違反するとどのような罰則があるのでしょうか。

主務大臣（倉庫業の場合は国土交通大臣）は、個人情報保護法に違反した疑いのある倉庫事業者に対し報告の徴収、助言、勧告及び命令を行うことができます。命令に違反すると、6月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられ、両罰規定（違反行為をした者を処罰するだけでなく、その法人自体も処罰対象とする）の対象となります。報告を怠ったり、虚偽報告をした者に対しても30万円以下の罰金に処せられることとなり、さらには刑事罰の対象になることもあります。つまり、もし倉庫事業者が不適切な取扱いにより個人情報の漏洩事故を起こしてしまった場合、国土交通大臣より上記行政処分を受けるとともに、被害者個人からは損害賠償などの民事責任も問われる可能性もあります。

苦情処理の仕組み



「認定個人情報保護団体」

個人情報の適正な取扱いの確保のため主務大臣(国土交通大臣)が認定した、苦情の処理や対象事業者に対する情報の提供などを行う団体。



Q & A



Q . 倉庫業においては、寄託契約書に荷主の氏名、住所、連絡先及び貨物の内容等「個人情報」を記載してもらっていますが、これらの個人情報を得る場合も、利用目的の通知が必要となるのでしょうか。

A . 契約締結時等本人から直接個人情報を取得する際には、取得前に本人に対して利用目的を明確に示す必要があります。具体的には、寄託申込書に利用目的を記載する、窓口で利用目的を口頭で伝える等の方法があります。

本書 P 3 参照

Q . 倉庫事業者が他の倉庫事業者に対し再寄託する場合、荷主の個人情報が再寄託される倉庫事業者に提供されますが、これは本書 P 4 の第三者提供に当たるのでしょうか。

A . 倉庫事業者間における再寄託による荷主等の個人情報のやり取りに関しては第三者提供とはなりません。ただし、荷主の個人情報を持つ寄託元となる倉庫事業者には再寄託先倉庫事業者に対する監督責任が生じてきます。

本書 P 4 参照

Q. 個人情報を第三者に提供する場合、事前の同意のとり方を具体的に教えてください。

A. 同意する旨を本人から口頭または書面で確認する、本人が署名または記名押印した同意する旨の記載のある申込書等文書を受領し確認する、本人からの同意する旨のメールを受信する等の方法があります。

Q. 倉庫事業者が荷主と保管・運送等物流業務契約を行った場合、荷役作業会社、運送事業者に渡す荷主の個人データ（作業指示書、ピッキングリスト、送り状等）は、利用目的の達成に必要な範囲として、第三者への提供にあたらぬと解釈して良いか。

A. 上記情報は個人情報保護法における個人情報の第三者提供にあたりません。ただし、この場合の倉庫事業者には業務委託先の荷役会社や運送会社に対し、当該個人情報の安全管理について監督責任が生じてきますので十分注意してください。

本書 P 4 参照

Q. トランクルームにおいて、個人情報（病院のカルテ、荷主の顧客情報等）が入った箱を保管する場合、当該データは当該トランクルーム事業者が取り扱う個人情報となるのでしょうか。

A. トランクルーム事業者が、当該データを貨物として箱ごと保管し、箱の中身が個人情報データである知らない場合は、通常の保管行為にあたり、個人情報保護法上の規制を受けることはありません。しかし、当該トランクルーム事業者が荷主より当該貨物が個人情報であると知らされた場合は、トランクルーム事業者は、荷主より当該データの安全管理に関して監督を受けることとなります。

本書 P4 参照

Q. 荷主から個人情報の入った書類の保管を依頼された際、寄託価格を大きく上回る賠償額（荷主にとっては当該情報が損失または漏えいすると莫大な損害を被ることとなるため）の設定を要求されていますが、この場合どのように対応したらよいでしょうか。

A. 倉庫事業者としての寄託契約につきましては、あくまでも貨物そのものを安全に保管するものであり、貨物の中身である情報の安全まで含まれるものではありません。上記の質問のような場合、荷主の要求する、貨物の安全な保管以外に個人情報内容そのものの安全について万全を期すことに対応できない場合、約款に基づいて寄託引き受けを拒否（標準倉庫寄託約款第7条及び標準トランクルームサービス約款第7条）することができます。

一方、個人情報を含む貨物の取扱いについて万全の体制を整えている事業者においても、倉庫業である寄託契約のほかに、別途個人情報の管理に係る付加価値についても詳細な契約を結ぶことをお勧めします。

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)及びその他の関係法令に基づき、倉庫事業者が行う倉庫事業における個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針として定めたものであり、個人情報の有用性に配慮するとともに、個人の権利利益を保護することにより、倉庫事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本ガイドラインは、倉庫事業者が倉庫事業において個人情報を取り扱う場合に適用する。

第2章 定義

(定義)

第3条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。

二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ コンピュータを用いていない場合であつても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順、年月日順等)に従つて整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているもの

三 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によつて識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)若しくは電話番号のみが含まれる場合であつて、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によつて識別される特定の個人数を除く。)の合計が過去六ヶ月以内のいずれの日においても五千を超えない者

四 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

五 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの。

(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの

(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

ロ 六ヶ月以内に消去する(更新することは除く。)こととなるもの。

- 六 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 七 本人に通知 本人に直接知らしめることをいう。
- 八 公表 一般の人々を知ることができるように発表することをいう。
- 九 本人に対し、その利用目的を明示 本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいう。
- 十 本人の同意 本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。
また「本人の同意を得る」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者において了知することをいう。
- 十一 本人が容易に知り得る状態 事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じた合理的かつ適切な方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいう。
- 十二 本人の知り得る状態 本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。
- 十三 提供 個人データを利用可能な状態に置くことをいう。個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用できる状態にあれば「提供」に当たる。
- 十四 個人情報保護管理者 倉庫事業者によって指名された者で、個人情報保護体制の運営と施策の実施を行う責任者であって、個人情報の取扱いについて決定する権限を有する者である。

第3章 個人情報の取得等

(適正な取得)

第4条 倉庫事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(利用目的の特定)

第5条 倉庫事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 倉庫事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 倉庫事業者は、契約書その他の書面による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 2 倉庫事業者は、前項によらず個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 倉庫事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより企業秘密に関する事等が他社に明らかになり、当該事業者の権利又は正当な利益が侵害されるおそれがある場合
 - 三 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 四 個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的による制限)

第7条 倉庫事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第5条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 倉庫事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保)

第8条 倉庫事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 倉庫事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を別表1のとおり講じるよう努めなければならない。

(従業員の監督)

第10条 倉庫事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、個人データの安全管理が図られるよう、従業者に対する監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第11条 倉庫事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 倉庫事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めるものとする。

3 倉庫事業者は、前項の規定を遵守するために別表2の事項について委託契約時に明確化に努めるものとする。

(受託者としての責務)

第12条 倉庫事業者は、顧客から個人データの取扱いを受託する場合は、その安全管理が図られるよう第8条、第9条、第10条の規定に即して、適切に管理しなければならない。

2 倉庫事業者は、顧客とのトラブルを回避し、信頼性を確保するために、別表2の事項について、契約締結時に明確化に努めることとする。

(内容物を関知しない文書箱保管等の取扱い)

第13条 倉庫事業者は、内容物を関知しない文書箱保管等の保管、運送等を受託する場合、個人データの取扱いにはあたらないことから、法の定める個人情報取扱事業者とはならないが、倉庫事業者として内容物の紛失等が生じないよう、善良な管理者として十分な注意を払わなければならない。

第5章 第三者への提供

(第三者提供の制限)

第14条 倉庫事業者は、個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者に提供できる場合・オプトアウト)

第15条 倉庫事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じてその提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(第三者提供に該当しない場合)

第16条 次に掲げる場合においては、第三者提供に該当しないものとする。

一 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合で、以下の情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合

イ 個人データを特定の者と共同して利用する旨

ロ 共同して利用される個人データの項目

ハ 共同利用者の範囲

ニ 利用する者の利用目的

ホ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 倉庫事業者は、前項第三号ニ又はホを変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かななくてはならない。

第6章 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第17条 倉庫事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態又は本人の求めに応じて遅滞なく回答できる状態に置かなければならない。

一 当該倉庫事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的

三 保有個人データの利用目的の通知及び開示・訂正・利用停止等の求めの手続き

四 手数料の額を定めたときは、その手数料の額

五 保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先

(利用目的の通知)

第18条 倉庫事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、第6条第4項により通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
(保有個人データの開示)

第19条 倉庫事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面又は本人が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、その場合は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人データの訂正等)

第20条 倉庫事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。ただし、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合は、その手續きに従う。

2 倉庫事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨並びに訂正等の内容を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第21条 倉庫事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データが手續違反の理由により、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 倉庫事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第22条 倉庫事業者は、保有個人データの公表・開示・訂正等・利用停止等において、保有個人データの全部若しくは一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手續)

第23条 倉庫事業者は、開示等の求めにおいて、その求めを受け付ける方法として、次の各号の事項を定めることができる。この場合においては、その方法を本人の知り得る状態に置いておかなければならない。

- 一 開示等の求めの受付先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの受付方法
- 三 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認方法
- 四 保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

2 倉庫事業者は、本人から開示等の求めがあった場合には、その対象となる保有個人データを特定することができる情報の提示を求めることができる。

3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 倉庫事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第24条 倉庫事業者は、保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、徴収することができる。

2 倉庫事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(苦情の処理)

第25条 倉庫事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 倉庫事業者は、苦情処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。

第7章 内部規程・方針、管理体制等

(個人情報保護方針の公表)

第26条 倉庫事業者は、個人情報保護方針を定め、文書化することに努める。

2 倉庫事業者は、個人情報保護方針の公表に努める。

3 倉庫事業者は、諸環境の変化を踏まえて、個人情報保護方針の見直しを行うよう努める。

(内部規程の策定等)

第27条 倉庫事業者は、個人情報保護方針を基に、事業活動の範囲及び事業規模を考慮し、個人情報を保護するための内部規程を策定し、これを実行することとする。

2 倉庫事業者は、内部規程を従業者に周知しなければならない。

3 倉庫事業者は、個人情報保護の実施状況及びその他の経営環境等に照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に内部規程を見直すものとする。

(個人情報保護管理者の指名)

第28条 倉庫事業者は、法及びその他の関係法令や本ガイドラインを理解し実践する能力のある者を社内から1名以上指名し、個人情報保護管理者としての業務を行わせるものとする。

(個人情報保護管理者の責務)

第29条 個人情報保護管理者は、本ガイドラインに定められた事項を遵守するとともに、従業者にこれを理解させ、及び遵守させるための内部規程の整備、安全対策の実施、従業者への教育訓練、委託先の適切な監督等を実施する責任を負うものとする。

第8章 その他

(漏えい等が発生した場合の対応)

第30条 倉庫事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、直接ないしは間接に事実関係を本人に速やかに通知するものとする。

2 倉庫事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表するものとする。

3 倉庫事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を国土交通省に直ちに報告するものとする。

(倉庫事業者の責務)

第31条 倉庫事業者は、法及びその他の関係法令に基づき、個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動について、一層の向上を目指し、これに継続的に取り組まなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 本ガイドラインは平成17年4月1日より適用する。

(見直し)

第2条 本ガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえて見直しを図られるものとする。

第3条 倉庫事業者であって第3条第3号の規定により個人情報取扱事業者に該当しないとされるものについても、このガイドラインに準じて、その適正な取扱いの確保に努めるものとする。

別表1

- 1 組織的安全管理のために講じる措置
 - 一 個人情報保護管理者の設置
 - 二 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
 - 三 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
 - 四 個人データ取扱台帳の整備
 - 五 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
 - 六 事故又は違反への対処について手続きの策定
- 2 人的安全管理のために講じる措置
 - 一 従業員の雇用及び委託契約時における非開示契約の締結
 - 二 従業員に対する教育、啓発の実施
- 3 物理的安全管理のために講じる措置
 - 一 入退館(室)管理の実施
 - 二 盗難等に対する対策
 - 三 機器、装置等の物理的な保護
- 4 技術的安全管理のために講じる措置
 - 一 個人データへのアクセスにおける識別と認証
 - 二 個人データへのアクセス制御
 - 三 個人データへのアクセス権限の管理
 - 四 個人データのアクセスの記録
 - 五 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
 - 六 個人データの移送・通信時の対策
 - 七 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
 - 八 個人データを取り扱う情報システムの監視

別表2

- 一 個人データの安全管理に関する事項。例えば次に掲げる事項。
 - イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項
 - ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ニ 委託処理期間
 - ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項
- 二 個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての委託元への報告とその方法
- 三 個人データの取扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- 四 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認
- 五 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置
- 六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- 七 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第三条）
- 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条 - 第六条）
- 第三章 個人情報保護に関する施策等
 - 第一節 個人情報保護に関する基本方針（第七条）
 - 第二節 国の施策（第八条 - 第十条）
 - 第三節 地方公共団体の施策（第十一条 - 第十三条）
 - 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）
- 第四章 個人情報取扱事業者の義務等
 - 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条 - 第三十六条）
 - 第二節 民間団体による個人情報保護の推進（第三十七条 - 第四十九条）
- 第五章 雑則（第五十条 - 第五十五条）
- 第六章 罰則（第五十六条 - 第五十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

少ないものとして政令で定める者

- 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、独立行政法人等について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
 - 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
 - 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を

承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監

督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四條 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して

取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処

理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会(以下「大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

- 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する 第四十二条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（廃止の届出）

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）

）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（対象事業者）

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。
(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第四十四条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定

することができる。

- 一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等
 - 二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等
- 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

（適用除外）

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第五十一条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限又は事務の委任）

第五十二条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（施行の状況の公表）

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
（連絡及び協力）

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十五条の規定に違反した者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本人の同意に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

（通知に関する経過措置）

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

附則（平成十五年法律第百十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。